



よくわかる国保のしくみ

No.5

いよいよ4月から

「後期高齢者医療制度」がはじまります。

75歳以上の高齢者を対象に、高齢者の医療保険制度を維持するとともに、高齢者世代と現役世代が公平に負担し、社会全体で支えあう分かりやすい制度にするため、新たな「後期高齢者医療制度」が始まります。

これまで、国保や会社の健康保険などの医療保険に加入しながら老人保健制度を利用していましたが、これからは今までの保険にかわり、後期高齢者医療制度に加入することになります。

この新しい医療制度によって、何が変わるのでしょうか？ 主なポイント、変更点などをまとめてみました。

● 運営主体が変わります

各市町村(大崎町) → 各都道府県(鹿児島県後期高齢者医療広域連合)

※ 各都道府県内の全ての市町村が加入する「広域連合」が運営主体となります。

● 保険証が変わります

「医療受給者証」と「被保険者証(国保・社保など)」〔2枚〕 → 後期高齢者被保険者証〔1枚〕

※平成20年3月末に新しい保険証を1人に1枚交付する予定です。

● 保険料が変わります

国保：世帯主が世帯全員分の保険料(税)を納付
社保など：被用者本人が被扶養者分を含め納付 } → 後期：被保険者ごとに保険料を納付
(一人ひとりが納めます)

※ 保険料は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が決定します。

※ 納付書・口座振替等により納付 → 特別徴収・普通徴収により納付

徴収方法	対象となる方	納め方
(特別徴収) 年金から差し引き	年金が年額18万以上の方	年6回の年金の定期払いの際に年金の受給額から保険料額が差し引かれます。
(普通徴収) 納付書・口座振替等により個別納付	年金が年額18万円未満の方	町より送付される納付書で、個人ごとに金融機関で納めます。 (納期は偶数月の予定です)

●職場の健康保険などの旧被保険者本人の方も、平成20年9月までの間は普通徴収となり、10月から特別徴収により納付していただく予定です。

●職場の健康保険などの被扶養者だった人

これまで保険料の負担のなかった職場の健康保険などの被扶養者の方は、保険料の軽減措置により、10月から納付していただく予定です。

● 医療費の負担割合・受けられる保険給付は変わりません

一般の方は1割負担、現役並み所得者は3割負担や高額療養費等は変わりません。



● みなさんの窓口は変わりません

手続き等の受け付けは、これまでどおり市町村が窓口となります。